



神代桜と甲斐駒ヶ岳

預貯金の それは贈与? 名義借り?

親が、子や孫の名義で預金または毎月定期積立をしているケースが良く見られます。これが、贈与なのか? 単に名義を借りただけで、親の財産になるのか? 長期で継続していると何百万にもなり、結果相続発生時に相続財産として相続税の課税対象となった。などの話を聞きます。今月のMDレポートは、その周辺テクニックをレポートします。

1. 子名義で毎月積み立てをしていますが、これは贈与と言えるでしょうか?

「贈与」の定義

「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受諾する事によってその効力を生ずる。」
(民法第549条)

「あげる」の意思表示と「ありがとう」の受諾がないと贈与は成立しません。

∴ 父はこの名義を借用しただけで、実質は父の預金・・・相続財産課税対象

*名義預金

配偶者や子・孫などの名前で作られた口座ですが、実質的には名義人と異なる人の預金であるもの。口座間で資産が移動しても贈与契約が成り立っていなかったり、そもそも名ばかりの口座で、財産が移転していなかったりするものは名義預金となります。名義預金は、贈与が成立していない為、全て相続財産になります。



2. 贈与するならきちんと贈与。

父は毎年110万円(贈与税基礎控除額)を子(孫)の通帳に振り込み、通帳とカードは父が保管。子(孫)は贈与を受けている事を知らない。・・・完全アウト

* 110万円ではなく111万円贈与して贈与税1000円を納税・・・× OUT・・・「あげる」「ありがとう」を
書面化して贈与契約書を作成すること。(筆跡に注意)・・・印鑑とカード、通帳は必ず子が保管

- ① 贈与した人と受けた人でお互いに財産を把握し、資金移動の痕跡を残す。
- ② 通帳や印鑑はそれぞれ独自の物を利用する。
- ③ 預金口座の名義人が通帳や印鑑を管理する。
- ④ 名義を書き換えられる財産は、名義変更をしておく。
- ⑤ 年間110万円超の贈与を受けたときは、贈与税の申告・納税をしっかりとしておく。
- ⑥ 贈与契約書を作成しておくベスト。(自分で勝手に作成は×)



3. 自分名義の預金を妻名義に変更しました。これは贈与?

不動産、株式の名義変更があった場合、(登記情報等が税務署に回る)対価の授受が行われていないときまたは他の物の名義で新たに不動産、株式等を取得した場合、これらの行為は原則として贈与として取り扱う・・・税務通達

銀行の預金開設や入金送金数は膨大な量でチェックは不可能。

但し、自分名義の預金を妻名義に変更しても、印鑑や通帳の保管(管理)が夫であると夫の財産となる可能性が大きい。

贈与税の時効は6年の為、10年前の名義変更は、贈与となる可能性もあるのでは??
5年前であれば時効前の為、贈与税課税される。

5年前(時効前)に1億円の名義変更を調査官が見つけた。調査官は、贈与税課税しますという事となるが

逆説的に、納税者は「5年前に名義変更をしたが、贈与でなく、妻の名義を借りただけ」・・・と説明。

税率は、贈与税より相続税の方が低い為。(贈与税は税率が高い)

4. 贈与の時効

普通の贈与の時効 6年

偽りや不正行為 7年

*加算税や延滞税もかかります。

贈与年の翌年3月15日が申告期限、

よく聞く話なので、

皆さんご注意!!

不動産フォーム21 2018.11